

議員提出議案第2号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年11月12日提出

提出者

亀山市議会議員 櫻井清蔵

賛成者

亀山市議会議員 森 美和子

同 岡本公秀

同 前田耕一

同 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

別紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。